

つがる西北五広域連合個人情報等の取扱いに関する安全管理措置要綱

平成28年3月30日
告示第3号

つがる西北五広域連合が取り扱う個人情報等の取扱いに関する安全管理に関しては、五所川原市個人情報等の取扱いに関する安全管理措置要綱（平成28年五所川原市要綱第31号。以下「五所川原市要綱」という。）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。